

第 5 号議案

平成 3 0 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 4 号）

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469,951千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,534,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

平成31年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,300,086	50,000	5,350,086
	2 固定資産税	2,599,280	50,000	2,649,280
2 地方譲与税		95,900	△2,200	93,700
	1 地方揮発油譲与税	26,700	△300	26,400
	2 自動車重量譲与税	69,200	△1,900	67,300
3 利子割交付金		6,800	1,400	8,200
	1 利子割交付金	6,800	1,400	8,200
4 配当割交付金		17,500	△1,200	16,300
	1 配当割交付金	17,500	△1,200	16,300
5 株式等譲渡所得割交付金		24,200	△4,800	19,400
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,200	△4,800	19,400
6 地方消費税交付金		606,300	1,600	607,900
	1 地方消費税交付金	606,300	1,600	607,900
7 自動車取得税交付金		36,800	300	37,100
	1 自動車取得税交付金	36,800	300	37,100
11 分担金及び負担金		121,702	△870	120,832
	1 分担金	2,613	△870	1,743
13 国庫支出金		904,484	△27,815	876,669
	1 国庫負担金	640,429	4,659	645,088
	2 国庫補助金	255,877	△32,474	223,403

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		661,341	△12,889	648,452
	1 県負担金	314,663	3,261	317,924
	2 県補助金	288,605	△16,150	272,455
15 財産収入		60,797	18,444	79,241
	2 財産売払収入	54,301	18,444	72,745
16 寄附金		701,500	△429,221	272,279
	1 寄附金	701,500	△429,221	272,279
17 繰入金		515,192	△6,970	508,222
	2 基金繰入金	499,202	△6,970	492,232
19 諸収入		129,024	9,370	138,394
	5 雑入	120,673	9,370	130,043
20 町債		736,264	△65,100	671,164
	1 町債	736,264	△65,100	671,164
歳入合計		11,003,964	△469,951	10,534,013

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,354	△704	98,650
	1 議会費	99,354	△704	98,650
2 総務費		1,476,764	△214,655	1,262,109
	1 総務管理費	1,190,287	△214,355	975,932
	6 監査委員費	1,295	△300	995
3 民生費		2,977,182	33,478	3,010,660
	1 社会福祉費	1,332,088	33,778	1,365,866
	2 児童福祉費	1,644,883	△300	1,644,583
4 衛生費		1,603,713	△3,665	1,600,048
	1 保健衛生費	1,603,713	△3,665	1,600,048
6 農林水産業費		246,707	△19,292	227,415
	1 農業費	66,955	9,954	76,909
	3 水産業費	171,756	△29,246	142,510
7 商工費		82,506	△6,290	76,216
	1 商工費	82,506	△6,290	76,216
8 土木費		1,340,341	△122,574	1,217,767
	1 土木管理費	137,949	△16,852	121,097
	2 道路橋梁費	250,465	△91,409	159,056
	3 河川費	83,263	△6,213	77,050
	4 都市計画費	833,970	△8,100	825,870
9 消防費		589,228	△7,162	582,066
	1 消防費	589,228	△7,162	582,066
10 教育費		866,132	△10,690	855,442
	1 教育総務費	294,229	△9,013	285,216
	5 保健体育費	198,453	△1,677	196,776
13 諸支出金		565,119	△118,397	446,722
	2 基金費	565,117	△118,397	446,720
歳 出 合 計		11,003,964	△469,951	10,534,013

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	シーガーデンシティ推進事業費	1,728
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興費	10,251
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港環境整備事業費	18,000
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	7,000
合 計			36,979

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
津波防災ステーション機器改修事業	千円 43,500	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他	千円 40,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他
水産物供給基盤機能保全事業	7,600	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金	から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等	3,800	〃	率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金	から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等
漁港環境整備事業	12,100	〃	融機構資金	又は元金均等若しくは元利不均等の方法	8,900	〃	融機構資金	又は元金均等若しくは元利不均等の方法
吉田町内道路舗装繕事業	21,800	〃	について利率の見直しを行った後	をもって年賦又は半年賦で償還する。ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ	7,400	〃	について利率の見直しを行った後	年賦で償還する。ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ
企業活動維持支援事業区域基盤整備事業	92,400	〃	後の利率)	きる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	66,200	〃	後の利率)	きる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
消防ポンプ車両整備事業	27,700	〃			24,900	〃		
同報無線デジタル化整備事業	65,400	〃			64,600	〃		

2 廃止

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路照明改修事業	千円 6,800	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資	千円 —	—	% —	—	
青柳北原 4 号線道路改良事業	4,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	—	—	—	—	